

故 八木弘先生を偲んで

前法律学科長 宮川茂夫

八木弘先生が神戸大学附属病院で急性肺炎のため、ご逝去になったのが昭和五十六年五月一日。もう三か月近くの時日を経たことになるが、まだ本当になくなられたという実感はない。「宮川君、元気にやっているかね。あまり無理をしないようにな。」と温容溢れるお顔で、ひょっこり姿をみせられるような気がしてならない。昭和四十四年五月、前学長故沼沢喜市先生、当時、経済学部長だった村松恒一郎先生の懇請を入れて、南山大学経営学部教授としてご着任戴いてから昭和五十六年三月三十一日ご退職になるまで、実に十一年十一月一か月。その間、昭和四十七年から二期四年間、経営学部長として、創設後、なお日の浅かった同学部の発展充実に力を尽くされ、その後は法学部の設置に向けて、特に教授陣の招聘に全力を投入される日々が続いた。その成果に加えて若手研究者の獲得も順調に進展し、既に在籍の法学関係教授ともども、五十二年の法学部開設を先生とご一緒に喜び合ったのは、つい先日のことであつた。昭和五十二年四月から二期四年の法学部長をつとめられて、本年三月、法学部の第一回卒業生を見送られると同時にご退職、今後は伊丹のご自宅で悠々自適の生活に入られることになつていた。ご退職前一年は大学院法学研究科の設置にご尽力、本年四月、修士課程が開設されて、十二名の学生諸君が学んでいることを、先生にみて戴くことができなかったことは、かえすがえすも遺憾の極みというほかはない。私は、先生が本学にご着任戴いた直前から大学行政に携わることとなり、総務部長を経、その後は学長補佐として大学紛争時代の本学学生問題の解決に力を注いできたわけであるが、学問的にも商法という同一分野の研究に携わるといった点で、先生のご指導を戴くことは、

他の先生方に比べて遥かに多かった。

先生はご自分に対しては、非常に厳しく律せられるようにお見受けしたが、私達に対しては、いつも優しく接して戴いた。南山にお出で戴いた当時は、お酒も随分お強く、また、はしご酒がお好きで、伊丹のお宅にお伺いし、神戸三宮・元町界隈をお伴したときなど、一軒あたり三十分程度、五・六軒を次々と飲み回った記憶がある。ご自宅にお送りする車のなかで、小唄など口ずさんでおられたが、小唄といえば謡曲とともに素人離れの芸域に達しておられたのではあるまいか。法学部設置が具体化してからあとは、私が学園理事職についていたこともあって、いろいろな事で相談にあずかり、法学部開設後は法学部長・法律学科長という関係で、直接お手伝いすることも多くなった。昭和五十四年夏、白樺湖畔でのセミ合宿中にご病気で倒れられ、このときも神戸大学附属病院に入院・治療され、十一月末にはご退院ということであったが、これを機に一日紙巻煙草百本を超える喫煙を、きっぱりとやめられたことが、まだ印象に残っている。なお、ご退院以後、南山への毎週のご出校には奥様がいつもご一緒で、先生がご講義のときは、部長室で読書などを楽しまれ、「ゆっくり勉強させてもらえます。」と笑っておられた奥様のお姿が臉にやきついている。昭和五十五年度は、春から秋にかけて病気による私の長期欠勤があり、お手伝いどころか、かえって、ご心労をわずらわすなどの事態となり、先生のご健康を損ねる一因になったのではなかったかと、未だに申し訳けなきから抜け切れないでいる。ともあれ、先生には法学部第一回卒業生を法学部長として送り出されたわけであるが、今にして思えば、そのことが先生にとっては大きな喜びであったと同時に、激しいお疲れにも連なつたのであろう。卒業式の翌々日、肺炎の診断で入院されてから四十日余。ついにご退院になることがなかった。せめて二年でも三年でも、ゆっくりとご趣味を楽しまれる時間を持つて戴きたかった。いくら悔んでも詮無いことながら、残念でならぬ。

最後に、先生の学問上のご業績に触れて筆を擱きたいと思うが、先生の学位論文である「株式会社財団的構成」

は、株式会社の社会的実態の分析に緻密なメスを加え、大胆な論理構成の上に構築された労作である。株式債権論を純化・徹底した立法論的考察でもあるが、その主張されるところは、株式会社法を学ぶ者の総てが必ず検討を加える命題であることは間違いない。不滅の金字塔がそこにあるといっても、過言ではあるまい。先生のお力によって創設をみた南山大学法学部が、先生の望まれたであろう方向に見事に結実するよう、私達が努力することをお誓いして、先生への追悼文とする次第である。

先生、安らかにお眠りください!!。

(昭和五十六年七月二十二日記)

